

	質問	回答
199	高度地区によって、固定資産の課税や評価については変化があるのか。(大門)	都市計画決定によって税金が決まっているわけではなく、現況の土地や建物によって路線価が決まり、それに基づき税が決まるため、申し上げられない。
200	高度地区の告示により生産緑地が解除されるのか。(大門)	生産緑地と高度地区は別の都市計画決定なので、そのようなことはない。
201	生産緑地の指定が解除されると、さかのぼって税の支払いがあるのか。(大門)	固定資産税に関しては、指定後から宅地並み課税になるだけでさかのぼって支払うことはない。ただし、相続税などで納税猶予を受けている場合は利子税が発生すると聞いている。
202	生産緑地の一部解除もできるのか。(大門)	体調不良などにより一部の耕作地でしか農作業の継続ができない場合、一部解除は可能。ただし、第三者である医師の診断書をもって継続不可能かを判断する。